

一般財団法人愛知県建築住宅センター  
住宅性能証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第10条に基づき、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度における住宅性能証明料金について必要な事項を定める。

(証明業務料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）住宅性能証明書発行業務要領（以下、「業務要領」という。）」第12条に規定する証明業務料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

単位：円

住宅の区分	証明基準		料金
住宅の新築又は新築住宅の取得	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上	標準料金	51,700
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	40,700
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	20,900
	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上	標準料金	55,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	34,100
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	27,500
		住宅型式性能認定を取得している住宅	49,500
	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	標準料金	44,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	34,100

※ 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいう。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ B E L S 評価書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る技術的審査適合証

※ 別表に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加料金を現場審査回数分加算する。

※ 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、1件22,000円を加算する。

※ 住宅の新築又は新築住宅の取得において、証明基準に適合するフラット35の設計審査

と同時に申請する場合は、上記の料金に係らず 11,000 円とする。

- ※ 免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合性判定の対象建築物の場合は、別途見積りとする。

二 計画の変更に係る料金は、下記による。

単位：円

種 別	変更項目	料金
・当初の申請を変更する場合 ・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	耐震性	9,900
	上記以外	6,600

※ 上記の料金は、センターが当初の審査をしたものに限る。

- 2 業務要領第 8 条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第 10 条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別に定める。

(再発行に係る料金)

第 3 条 証明書の再発行に係る料金は、1 通につき 2,200 円とする。

(料金の減額)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第 2 条の料金を減額できるものとする。

- 一 30 日以内に 10 件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第 5 条 第 2 条から第 4 条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 地域別追加料金

単位：円

地域区分	追加料金	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県（注）
A地域	13,200	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

（注）静岡県の追加料金は応相談とする。

- ※ 愛知県内及び表にない市町村は追加料金を加算しない。
- ※ 建築基準法上の中間・完了検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料の規程により追加料金を加算し、住宅性能証明業務料金には加算しない。
- ※ 同一団地内などで同一日時に複数の住宅の現場審査を行う場合の追加料金は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満切捨て）を加算する。ただし、申請者の都合により別々の現場審査に変更になった場合は除く。
- ※ 建築基準法以外の制度と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合の追加料金等は、重複して加算しない。
- ※ 申請者の都合により加算すべき地域別追加料金に過不足が生じた場合は精算を行う。